## 令和7年度専修大学公的研究費不正使用防止計画

統括管理責任者

専修大学では、「専修大学公的研究費の運営及び管理規程」に定められた責任体系のもと、公的研究費の不正使用防止計画(以下、「本計画」という。)を次のとおり策定する。

なお、本計画に示す項目は研究活動上の不正行為の防止等を目的に、当面取り組むべき措置 として掲げるものである。不正を発生させる要因の把握とその検証を継続して行い、本計画の 定期的な見直しを図るものとする。

公的研究費不正使用防止計画		
項目	内 容	実施時期・手段等
学術研究倫理憲章及び	○機関としての取り組み姿勢を広	(通年実施)
研究倫理に関するガイ	く周知し、学術研究の公正性と信	学術研究倫理憲章及び研究倫理に関
ドラインの周知	頼性を確保し、本学の社会的責任	するガイドラインについて、本学ホー
	を果たす。	ムページや研究費の取扱要領等に掲
		載するなど、本学の取り組み姿勢を学
		内外に対し広く周知する。
コンプライアンス教育	○コンプライアンス教育を実施	(上期)
及び啓発活動の実施	し、自らのどのような行為が不正	文科省が作成するコンプライアンス
	使用に該当するのかを理解するこ	教育コンテンツを通じて研究費不正
	とにより、適正な運営及び管理を	について理解の促進を図り、理解度チ
	行う。	ェックのアンケート実施と誓約書の
		提出を求める。
	○不正を起こさせない組織風土を	科学研究費助成事業の取扱説明会を
	形成するために、啓発活動を実施	行い、不正防止に関する啓発を行う。
	し、不正使用防止に向けた意識の	(四半期に1回程度)
	向上と浸透を図る。	学内会議や研究費使用に関する説明
		会、大学 WEB サイト等での掲示を通
		じ、不正使用防止について啓発する。
公的研究費使用ルール	○公的研究費使用に関するルール	(上期)
の明確化	(学内ルール及び関係省庁制定の	学内ルール及び関係省庁制定の法令
	法令等)の全体像を体系化し、競	等を体系化した全体像を取扱要領に
	争的研究費等の持つ性質を理解す	掲載し、周知を行う。
	ることにより、適正な運営及び管	
	理を行う。	

適正な予算執行の推進	○研究費管理システムの使用によ	(通年)
	り、研究者及び事務担当部署によ	研究者による研究費管理システムへ
	る予算執行状況の相互確認をリア	の直接入力により、予算執行状況を研
	ルタイムに行い、予算執行時期の	究者とリアルタイムに共有するなど、
	過度な集中を防ぎ、適正な運営及	予算の適正な運営及び管理を行う。
	び管理を行う。	(下期)
	○換金性の高い物品について、購	研究活動の遂行状況に合わせて、繰越
	入金額の多寡にかかわらず事後の	制度や調整金制度の活用について周
	確認を行い、その所在を明らかに	知を行う。
	することにより、適正な運営及び	(通年)
	管理を行う。	本学の物件管理帳簿にて管理されて
		いる物品以外で、換金性の高い物品に
		ついての一覧表を作成し、事後点検に
		よる所在確認を行う。
発注権限の分散化	○一定金額による発注権限の分散	(通年)
	化を図り、業者との癒着を防止す	1件又は1組の設備、備品(図書を除
	ることにより、適正な運営及び管	く)の価格が20万円以上の場合、原
	理を行う。	則として事務担当所管による発注を
		行う。

以上